平成二十七年五月二十六日

山口県知事

村 畄

嗣 政 山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

○選管告示

Щ

政治団体の異動事項.....

指定の取消しに係る資金管理団体の名称等....... 解散等に係る政治団体の名称等..... 政治団体の名称等........

Ξ

兀 兀 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課)

 建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)......

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則 (労働政策課)

目

○規則

平	成	27	年
	月	26 E	3
(火閘	翟日)

Ε

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のよ

ス溶接科短期コー

-〇 人

を

この規則は、 ス溶接科短期コー 短期コース CAD/CAM

_ 〇 人

-〇 人

に改める。

附

則

平成二十七年六月一日から施行する

うに改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十七年五月二十六日

山口県規則第四十六号

山口県知事

村

畄 嗣

政

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

శ్ఠ 建築基準法施行細則 (昭和五十九年山口県規則第三十号) の一部を次のように改正す

号」に改める。 項ただし書」を加え、「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二 第二十七条第一項の表中「第六十条の二第一項第三号」の下に「、第六十条の三第一

附則

加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。 改正規定 (「第六十条の二第一項第三号」の下に「、 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。 ただし、第二十七条第一項の表の 第六十条の三第一項ただし書」を

山口県規則第四十五号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県告示第百八十一号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

保

平成二十七年五月二十六日

山口県知事

村

畄

嗣

政

解除に係る保安林の所在場所

大島郡周防大島町大字平野字小浜一〇五六一の一四

保安林として指定された目的

解除の理由 道路用地とするため

山口県告示第百八十二号

П

を次のとおり指定する。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号に規定する道路

その関係図面は、岩国土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十六日

Щ

山口県知事 村 畄 嗣 政

"	五三、六	==-	丁目六の一岩国市麻里布町一	丁目六の一岩国市麻里布町一	藤生線 三・四・八昭和町 岩国都市計画道路
九 平 成二七、 二六	一〇〇・九	- 八・五	丁目六の一岩国市麻里布町一	丁目六の一岩国市麻里布町一	車場中央通り線ニ・三・一岩国停岩国都市計画道路
指定年月日	(メートル)	(メートル) 幅	終点	起点	名称

(一六二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により、次の

振興課において公衆の縦覧に供します。 日から同年九月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年五月二十六

平成二十七年五月二十六日

山口県知事

村 畄

嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ宇部沖ノ旦店

所在地 宇部市大字沖ノ旦八三一の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

モリ 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木一一四八の

代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏

氏名又は 名 称

モリ株式会社ドラッグストア

福岡県朝倉市一ツ木一一四八の一

住

所

平成二十八年一月九日 大規模小売店舗の新設をする日

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、二八九平方メートル

駐車場の収容台数

五六台

二〇台

駐輪場の収容台数

荷さばき施設の面積

第 2663 号

(四)

三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

 (Ξ)

七

(四) 六五平方メートル

廃棄物等の保管施設の容量 六立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ドラッグストアモリ 名 又 は 名 称

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

駐車場の自動車の出入口の数

開店時刻

閉店時刻

午前零時

午後一二時

午前六時から午後九時まで

届出年月日 平成二十七年五月八日

(一六三) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第八条第一項の規定により、 農林水

平成二十七年五月二十六日

山口県知事 村 畄 嗣 政

	番音証明書
A B 五九 三	名
	前
その	品
他	種
一平二成一五二	生年月日
宮城	産
県	地
級 外	成検 績査
ター 会社山口A I センストライフ・ズ株式	び氏名又は名称飼養者の住所及

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定による届出が

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長

中

村

正

昭

中村充子後接会	政治団体の 名 称
中村 充子	代表者の 氏 名
子 平野 忠士	会計責任 者の氏名
玖珂郡和木町和木4丁目/番9-/2号	主たる事務所の所在地 その他の事項
	その他の事項
平成27、/	(届出)

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が 次のとおりである

平成二十七年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正

昭

			民主党山口		民主党山	II B	熨					
						H H	Î	ž				
			海 多]県第 /	田八王光一周人即	크					
			1県第2区総支部		区総支部	<u> </u>	₽	Ŧ				
			大路		支 离		9					
											7	4
								ş	‡			
		代表者である公職の領権者に係る疾動の職の権機の種類の種類	国会議員関 係政治団体 の区分	代表者である る分職の係 補者に係の候 の種類の種類	国会議員関 係政治団体 の区分	会計責任者	代表者	共则非从	华 H			
_		I	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	I	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	福田 幸博	友田 有	新	異 動			
	政治資金規正	衆議院議員	政治資金規正法第19条の7 法第19条の7 第1項第1号	衆議院議員	政治資金規正法第/9条の7法第/9条の7第/項第/号	平岡 泰彦	塩満 久雄	III	内谷谷			
	*			*		平成27、		(年月日)	龍D 松B			

発発 行行 人所 ЩЩ 口口県知 事庁

平成27年 5 月26日 火曜日		Щ	口 県	;	報		定期)	复	第 2663	号
山口県選挙管理委員会告示第五十五号 があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとお 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)	松田規久夫後接会		平岡秀夫後接会(秀友会)				日本薬業政治連盟山口県支部	後光会	重見秀和後接会		民主党山口県第4区総支部
管次代	代表者	代る補公者公章公司を設めて、 とのほどを職との係る、 などの、 などの、 などの、 はない。 おどの、 おどの、 おどの、 はない。 おどの、 おり、 おり、 おり、 おり、 おり、 おり、 おり、 おり、 とり、 とり、 とり、 とり、 とり、 とし、 とり、 とり、 とり、 とり、 とり、 をり、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし、 でし、 でし、 でし、 でし、 でし、 でし、 でし、 でし、 でし、 で	国会議員関 係政治団体 の区分	事務所	会計責任者	名称	事務所	*	代表者	代表者である公職の領権者に係る係る職の種類の種類	国会議員関 係政治団体 の区分
五十五号 名称等は、次のとおりである。 法律第百九十四号)第十七条第	大野 勝美	I	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	岩国市車町/ 丁目/3番/4号	平岡 佳子	平岡秀夫後援会 (秀友会)	宇部市大字妻 崎開作950の/	髙杉 敏也	重見 秀和	I	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体
中村 正昭 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	宮本 裕義	衆議院議員	政党会の政党会の政党会の政党会の政党会の関係を受け、保証の保証の成本を記述を対しての公司の関係を関しての公司の関係を関しての政党を関して、政党を対して、政党を対して、政党を対して、対し、対し、対し、対し、	岩国市川下町 岩国市川下町	野村由己子	秀友会	宇部市大字妻 崎開作860の/	牧野 敏也	近藤 次朗	衆議院議員	法第/9条の7 第/項第/号 に係る国会議 員関係政治団
H 昭 る 届 出	\ \ \		, , 22				, ,	» /3	,, 20		*

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

吉田和幸後援会(新和 会)

来

武彦

마田田

治重

下関市豊浦町大字川棚6066の /

çu

3

平岡秀夫後接会

焱 茂極

知利川政巴

岩国市川下町/丁目4番//号

4,

20

3

野村邦光後接会

野村

嫖

野村

清美

玖珂郡和木町関ヶ浜/丁目5番23号

俊光会

籔色

西杰

車十

山口市古熊/丁目6番//号

伊藤みのるサポーター ズクラブ

伊藤

丰丰

畠中都志枝 | 山陽小野田市大字厚狭/2の26

平成27、3/3、3/

政治団体の名称

代表者の 氏

会計責任 者の氏名

主たる事務所の所在地

解 散 年月日

があった指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十七年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長
中
村
正
昭

平岡	しの届出をした者の氏名	資金の指記				
秀夫	田をして名名	型団体の現所				
衆議院議員	公職の種類					
平岡秀夫後 (秀友会)	名	資				
援会	柊	*				
岩国市車町 /	主たる事務所	御				
丁目/3番	務所の所在地	理				
/#号		4				
平岡	代表者の	本				
秀夫)氏名					
平成27、22	(年月日)	編集				